

経税部
だより

インボイス制度 10月1日以降の対応

税理士 井上 弘之

10月1日からインボイス制度が開始しました。これまで本紙ではインボイス制度について複数回にわたり解説してきましたが、今回は10月以降のインボイス対応について免税事業者と課税事業者に分けて見ていきます。

1. 免税事業者の方

これからインボイス登録をする場合

前提として、歯科医療機関が売り手とした場合、取引相手の多くは患者(一般消費者)です。インボイスの発行は必ずありません。インボイスの発行を求められるのは、企業に対して社員健診や産業医をしている場合、賃貸業で事業用店舗や駐車場を運営されている場合など、極めて限定的と考えられます。なお、金属片の売却については、古物商特例により、金属回収業者からインボイス登録を求められる場合があります。

免税事業者がインボイス登録をすると課税事業者となり、免税点以下でも消費税の申告・納付が必要となります。消費税の計算方法は一般課税と簡易課税(要件あり)がありますが、インボイスを機に課税事業者となつた事業者への負担軽減措置として、「2割特例」が認められます。歯科医

を含む課税期間において適用を受けることができます。事前の届出等は必要なく、課税期間ごとに適用するかどうかを判断します。

ただしインボイス登録とは関係なく課税事業者となる場合(基準期間2年前の課税売上高が100万円を超える場合)には適用を受けることができません。図1で23年(令和5年)は、21年(令和3年)の課税売上高が900万円であるため免税事業者でした

図1 2割特例の可否
(個人事業者又は12月決算法人：図2・3において同じ)

免税事業者が2023年に登録した場合(基準期間における課税売上高のみで判定)

年分	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年
課税売上高	900万円	1100万円	800万円	1200万円	900万円	1000万円
2割特例	—	—	○	×	○	×

図2 インボイス発行事業者が免税事業者に戻る場合の制限



「登録取消届出書」を提出することにより登録を取り消され、免税事業者に戻ることができます。2024年(令和6年)1月1日から29年(令和11年)9月30日を含む課税期間中の間にインボイス登録をした場合、登録日を含む課税期間、翌課税期間、翌々課税期間は免税事業者となり、提出期限は翌18日となります。ご注意ください。

2割特例の適用がない場合は、提出期限は翌18日となります。2024年(令和6年)1月1日から29年(令和11年)9月30日を含む課税期間中の間にインボイス登録をした場合、登録日を含む課税期間、翌課税期間、翌々課税期間は免税事業者となり、提出期限は翌18日となります。ご注意ください。

2. 課税事業者の方

まだ登録されていない場合

課税期間の途中からでも登録はできますが、免税事業者のように登録日

2割特例の適用

インボイス登録をされた場合、基準期間における課税売上高及び特定期

「登録取消届出書」を提出することにより登録を取り消され、免税事業者に戻ることができます。2024年(令和6年)1月1日から29年(令和11年)9月30日を含む課税期間中の間にインボイス登録をした場合、登録日を含む課税期間、翌課税期間、翌々課税期間は免税事業者となり、提出期限は翌18日となります。ご注意ください。

2割特例の適用がない場合は、提出期限は翌18日となります。2024年(令和6年)1月1日から29年(令和11年)9月30日を含む課税期間中の間にインボイス登録をした場合、登録日を含む課税期間、翌課税期間、翌々課税期間は免税事業者となり、提出期限は翌18日となります。ご注意ください。

図3 2割特例の可否
課税事業者が2023年に登録した場合
(基準期間における課税売上高のみで判定)

年分	2021年	2022年	2023年
課税売上高	1100万円	800万円	1200万円
2割特例	—	—	×

年分	2024年	2025年
課税売上高	1200万円	900万円
2割特例	○	×

図4 8割控除・5割控除

取引日	2023・10・1~2026・9・30
割合	80%

取引日	2026・10・1~2029・9・30
割合	50%

取引日	2029・10・1~
割合	—

※80%控除・50%控除の特例を受ける課税仕入れである旨を記載した帳簿と区分記載請求書等と同様の記載事項が記載された請求書等の保存が必要

(注) 基準期間：前々年(法人の場合は前々事業年度)
特定期間：前年(法人の場合は前事業年度)開始の日以後6カ月の期間

3. 消費税額の計算

2割特例の適用がない場合は、提出期限は翌18日となります。2024年(令和6年)1月1日から29年(令和11年)9月30日を含む課税期間中の間にインボイス登録をした場合、登録日を含む課税期間、翌課税期間、翌々課税期間は免税事業者となり、提出期限は翌18日となります。ご注意ください。

特殊な取引

- ①公共交通料金で一回の税込価額が3万円未満のもの(鉄道・軌道・バス・船舶に限る。飛行機代・タクシー代は対象外)
- ②自動販売機からの購入で税込価額が3万円未満のもの(例：ATMでの振込手数料)
- ③郵便切手を対価とする

8割控除・5割控除

インボイス登録をしていない者に経費の支払いをした場合、図4の期間に応じた金額の内消費税額に相当する金額の80%・50%を仕入税額控除できます(一定の事項を記載した帳簿と区分記載請求書等の保存が必要)。

4. おわりに

以上述べてきたとおり、制度の建付けは極めて複雑なものとなっております。事業者には大変な業務作業が伴います。具体的な問題については税理士等にご相談ください。

少額特例

基準期間の課税売上高が1億円以下または特定期間の課税売上高が500万円以下の事業者が、23年(令和5年)10月1日から29年(令和11年)9月30日までの間に1回の取引の合計額が税込で1万円未満のもの

常必要と認められる出張旅費等(出張旅費・宿泊費・日当・通勤手当)